海老名市教育委員会

（令和元年　8月　定例会議事日程）

日時　　令和元年8月23日（金）
　　午後2時00分
場所　　えびなこどもセンター　201会議室

教育長報告

日程第 1　報告第 18 号　令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

日程第 2　報告第 19 号　海老名市指定重要文化財の指定及び海老名市登録文化財の登録の基準について

日程第 3　報告第 20 号　海老名市指定重要無形文化財、海老名市指定重要無形民俗文化財、海老名市登録無形文化財及び海老名市登録無形民俗文化財の保持者並びに保持団体の認定の基準について

日程第 4　議案第 24 号　新たな選択学区の設定並びに海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

海老名市教育委員会

令和元年度　８月定例会

◇教育長報告

1　主な事業報告

６月２８日（金）　教育委員会６月定例会
　　市長定例記者会見

７月　１日（月）　中新田小学校朝会
　　７月１日付教育委員会事務局職員辞令交付
　　教科書採択学校整理員会
　　学校給食検討委員会
　　社会を明るくする運動情報交換会
　　海老名警察署との懇親会
　　２日（火）　海老名小学校朝会（１日目）
　　青色パトロール車運転講習
　　海老名市ＭＯＡ児童画コンクール実行委員会
　　３日（水）　週部会
　　７月校長会議
　　４日（木）　ひびきあう教育研究発表大会事前打合せ
　　整形外科医による学校訪問（海西中学校）
　　５日（金）　海老名小学校朝会（２日目）
　　教科書採択資料作成委員会
　　イングリッシュデイ（有鹿小学校）
　　中学校支援級合同遠足
　　６日（土）　第２回総合教育会議（高座クリーンセンター）
　　８日（月）　市教委・校長連絡会
　　文教社会常任委員会・校長会意見交換会
　　文化財保護審議会
　　９日（火）　７月教頭会議
　　総合教育会議発表校児童会訪問（柏ケ谷小学校）
　　１０日（水）　登校時青パト巡回パトロール（上星小学校立哨）
　　週部会
　　ユースサポート報告（若者支援室）

１１日（木）　よりよい授業づくり学校訪問（東柏ケ谷小学校）
１２日（金）　社家小学校キャリア教育訪問
　　イングリッシュデイ（門沢橋小学校）
１６日（火）　週部会
　　授業改善実践推進委員会
１７日（水）　臨時最高経営会議
　　学校ＩＣＴ活用推進委員会
　　教育課程編成研究会
１８日（木）　登校時青パト巡回パトロール（社家小学校立哨）
　　県市町村教育長連合会幹事会
１９日（金）　第一学期終業式
　　朝のあいさつ運動（杉久保小学校）
　　阿川元校長への叙勲授与
　　小学生白石市交流結団式
　　犯罪ゼロ週間出場式
２２日（月）　教育課題研究会
　　教育委員会７月臨時会
　　白石市小学生教育委員会表敬訪問
２３日（火）　最高経営会議
２４日（水）　週部会
　　えびなっ子スクール視察
　　音楽指導法講座
　　英語教育研修会（上星小学校）
　　学校事務調査（大谷小学校）

２５日（木）　教育課題研究会
　　青少年健全育成連絡協議会
２６日（金）　教育委員会７月定例会
　　７月臨時議会
２７日（土）　親子ナイトウォークラリー（９／７へ延期）
２９日（月）　初任者宿泊研修オリエンテーション
　　えびな地域講座
　　市長定例記者会見
　　児童生徒指導理解講座

３０日（火）　和座海綾管理職組合委員長あいさつ
　　石器づくり教室
　　情報モラル研修会
３１日（水）　週部会
　　県央地区小学校教育課程研究会

８月　１日（木）　県央地区中学校教育課程研究会
　　県英語弁論大会
　　勾玉づくり教室
　２日（金）　県央地区特別支援教育課程研究会
　　教職員県外研修説明会
　５日（月）　人権教育研修会
　６日（火）　管理職（校長・教頭）研修会
　７日（水）　週部会
　　教師力養成研修会
　　道徳教育研究会
　８日（木）　社会教育委員会議
　　安全衛生講習会
　９日（金）　臨時最高経営会議
　　台風１０号情報連絡会
１３日（火）　台風１０号情報連絡会
　　学校業務停止期間（～１５日）
１９日（月）　最高経営会議
２０日（火）　支援教育研修会
　　大阪府門真市プール対応の件視察
　　教育課題研究会
２１日（水）　ひびきあう教育研究発表大会
　　週部会
２２日（木）　初任者宿泊研修
２３日（金）　市長定例記者会見
　　社会を明るくする運動講演会
　　教育委員会８月定例会
　　成人式実行委員会

2　夏休みの子どもたちの生活

子どもたちの夏休みの様子が変わってきているようです。

私が、担任していた頃（２０年前）は、子どもたちが学校に来なくてよいという解放感から、目を輝かせて夏休みに突入していったという感じがしました。

今でも、学校での勉強がないということはうれしいのでしょうが、夏休み前に学校に行って子どもたちに聞いてみると、学校があった方がよいという子どもが少なからずいて、どうしてだろうと思いました。

また、テレビで特集していたのですが、保護者の多くが、子どもの夏休みが怖い？と感じているとのことでした。

理由は、食事の準備や宿題の対応ということで、仕事を持っている方は学童保育に頼り、食事はそこでの業者弁当対応が可能だということですが、根本的には、これまでの自分の時間のペースが保てないということでした。

これまでも、お盆を過ぎる頃になると、早く学校が始まらないかという保護者の声を聞きましたが、今は、夏休みに入る前、夏休みのはじめの頃に、保護者は、夏休みの子どもの対応に困っているということです。

私としては、子どもが夏休みに家庭で過ごすこと、学校教育では味わえない体験や自由な時間を使っての学習に取り組むという夏休みの目的に沿って、生活してほしいと願うところですが、昨今の安全面の課題や気温の上昇などを考えると、夏休みの子どもたちの生活について、一考しなければならないと思うところです。

次年度以降は、現在でも、夏休みの課題の一覧を作成して、夏休み前に、子どもたちに配布していますが、夏休み中のえびなっ子スクールや教育委員会と市長部局の子ども・親子対象事業、ビナレッジや図書館の事業、各社会教育団体、自治会のお祭りなどをまとめたものを配布できればと考えるところです。

そう言えば、私の夏休み帳に付いていた計画表は、毎日が、海水浴でした。

以上でございます。

報告第１８号

令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第２号）第３条第１項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第２項の規定により報告する。

令和元年８月２３日提出

海老名市教育委員会
教育長　伊 藤 文 康

報告理由
新たに非常勤特別職を委嘱したため

令和元年８月23日
定例教育委員会資料
教育総務課

非常勤特別職（海老名市文化財保護審議会専門委員）の委嘱について

１ 海老名市文化財保護審議会専門委員について

根拠：海老名市文化財保護条例第32条第２項

文化財の専門的事項（史跡相模国分寺跡の保存活用）の調査研究のため

２ 委嘱期間について

令和元年８月１日から令和２年３月31日まで

３ 提案理由

新規委嘱

４ 委嘱する者

氏　　名	委嘱等内容	備　　考
青木（アオキ）　敬（タカシ）	新規	國學院大學文学部准教授（考古学）
加藤（カトウ）　仁美（ヒトミ）	新規	東海大学工学部教授（都市計画・景観）
鹿野（カノ）　陽子（ヨウコ）	新規	岐阜県立国際園芸アカデミー客員教授（造園）
長澤（ナガサワ）　可也（カヤ）	新規	湘南工科大学工学部教授 （CG・マルチメディアコンテンツ）

報告第１９号

海老名市指定重要文化財の指定及び海老名市登録文化財の登録の基準について

海老名市指定重要文化財の指定及び海老名市登録文化財の登録の基準について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第２号）第４条の規定により報告する。

令和元年８月２３日提出

海老名市教育委員会
教育長　伊 藤 文 康

報告理由
海老名市文化財保護条例の改正に伴い、海老名市指定重要文化財の指定及び海老名市登録文化財の登録の基準を改正したため

令和元年８月２３日(金)
定例教育委員会資料
教育部教育総務課

海老名市指定重要文化財の指定及び海老名市登録文化財の登録の基準について

１．主な改正点

（１）海老名市指定重要文化財の指定基準等

・海老名市文化財保護条例中と用語を統一化し、一部文言の整理を行った。
　（海老名市指定文化財→海老名市指定重要文化財　等）
・指定重要無形民俗文化財に民俗技術の基準を加えた。
・地域での重要性という視点を加えた。
・海老名市指定名勝、海老名市指定天然記念物について、基準として不足している内容を加えた。
・文化的景観は海老名市文化財保護条例にないため削除した。
・解除については海老名市文化財保護条例の規定によるため削除した。

（２）海老名市登録文化財の登録基準

・海老名市指定重要文化財の基準より幅広く、様々な文化財に対応できるよう詳細な基準ではなく、幅を持たせるものとした。

２．改正理由

海老名市文化財保護条例に改正に伴い、海老名市指定重要文化財の基準上不足する部分の追加と用語の統一を図る必要があったため。また、新たに制度化した海老名市登録文化財の基準を制定する必要があったため。

３．施行

令和元年８月１日

４．その他

改正にあたり、文化財保護審議会で意見を聴取した。

海老名市指定重要文化財の指定及び海老名市登録文化財の登録の基準

（趣旨）

第１条　この基準は、海老名市文化財保護条例（平成 31 年条例第８号）第５条の規定に基づき、海老名市教育委員会が行う海老名市指定重要文化財の指定並びに第７条の規定に基づき海老名市教育委員会が行う海老名市登録文化財の登録の基準として定めるものである。

（海老名市指定重要有形文化財の指定基準）

第２条　海老名市指定重要有形文化財の指定については、固体をもってその対象とし、年代的に希少を有し、又は地域的特色において顕著であり、それぞれ次の基準によるものとする。

（１）　建造物

建築物（社寺、住宅、公共施設等）及びその付属的施設（門、蔵、納屋等）、土木構造物、その他の工作物（石塔、鳥居等）、又は厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次のいずれかに該当するもの

ア　意匠的に優秀なもの

イ　技術的に優秀なもの

ウ　歴史的又は学術的価値の高いもの

エ　地域の歴史又は地域的特色において重要なもの

（２）　絵画、彫刻、工芸品

絵画、彫刻、工芸品のうち次のいずれかに該当するもの

ア　各時代の遺品のうち製作が優秀なもの

イ　絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要と認められるもの

ウ　題材、品質、形状、形態又は技法等の点で特色があり、意義深いもの

エ　地域の歴史や文化に関係が深く、重要なもの

（３）　書跡、典籍

書跡、典籍のうち次のいずれかに該当するもの

ア　書跡類のうち、書道史上又は地域の文化史上重要と認められるもの

イ　典籍類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準じる写本で、地域の文化史上重要と認められるもの

ウ　典籍類のうち版本類（版木を含む。）は地域の文化史上重要と認められるもの

エ　歴史的又は学術的価値の高いもの

（４）　古文書

古文書類のうち、次のいずれかに該当するもの

ア　古文書類のうち、歴史上重要と認められ、学術的価値の高いもの

イ　日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で、歴史上重要と認められるもの

ウ　木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの

エ　地域の歴史や文化に関係が深く、重要なもの

（５）　考古資料

考古資料のうち次のいずれかに該当するもの

ア　各時代の出土遺物で、学術上又は芸術的価値の高いもの

イ　出土遺物で、地域の歴史上重要と認められるもの

（６）　歴史資料

歴史資料のうち次のいずれかに該当するもの

ア　政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの

イ　歴史上重要な事象又は人物に関する遺品のうち、地域的又は学術的価値の高いもの

(海老名市指定重要無形文化財の指定基準)

第３条　海老名市指定重要無形文化財の指定については、それぞれ次の基準によるものとする。

（１）　演劇、音楽その他芸能に係る文化的所産

市内に伝承されている演劇、音楽、舞踊その他芸能に係る文化的所産のうち、次のいずれかに該当するもの

ア　芸能史上貴重なもので、芸術的価値の高いもの

イ　芸術史上重要な地位を占めるもの

ウ　芸能の成立、構成上重要な要素となる技法で、優秀なもの

エ　地域の歴史や文化に関係が深く、重要なもの

（２）　工芸技術

市内に伝承されている陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次のいずれかに該当するもの

ア　芸術上価値の高いもの

イ　工芸史上重要な地位を占めるもの

ウ　地域の歴史や文化に関係が深く、重要なもの

(海老名市指定重要無形民俗文化財の指定基準)

第４条　海老名市指定重要無形民俗文化財の指定については、それぞれ次の基準によるものとする。

（１）　風俗慣習

風俗慣習のうち、次のいずれかに該当し、貴重なもの

ア　由来・内容等において地域の生活文化の特色を示すもの

イ　年中行事・祭礼・法会等の中で行われる行事で、芸能の基盤を示すもの

（２）　民俗芸能

民俗芸能のうち次のいずれかに該当するもの

ア　芸能の発生又は成立を示すもので、重要なもの

イ　芸能の変遷過程を示すもので、重要なもの

ウ　地域の歴史や文化に関係が深いもの

（３）　民俗技術

民俗技術のうち、次のいずれかに該当し、貴重なもの

ア　技術の発生又は成立を示すもの

イ　技術の変遷過程を示すもの

ウ　地域の特産的な物品等の製作技術

エ　地域の生活や生産に必要な用具、用品等の製作技術

オ　地域の生活や生産活動等のなかで培われてきた技術

（海老名市指定重要有形民俗文化財の指定基準）

第５条　海老名市指定重要有形民俗文化財の指定については、次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において地域の生活文化の特色を示すものをもって基準とする。

（１）　衣食住に用いられるもの。（例示：衣服装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等）

（２）　生産、生業に用いられるもの（例示：農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等）

（３）　交通、運輸、通信に用いられるもの。（例示：運搬具、舟、車、飛脚用具等）

（４）　交易に用いられるもの。（例示：計算用具、計量具、看板、鑑札、店舗等）

（５）　信仰に用いられるもの。（例示：祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等）

（６）　社会生活に用いられるもの。（例示：贈答用具、警防用具等）

（７）　民俗知識に関して用いられるもの。（例示：暦類、卜占用具、医療用具、教育施設等）

（８）　民俗芸能、娯楽、競技、遊戯に用いられるもの。（例示：衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等）

（９）　人の一生に関して用いられるもの。(例示:産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等)

(10)　年中行事に用いられるもの。(例示:正月用具、節句用具、盆用具等)

(海老名市指定史跡の指定基準)

第６条　海老名市指定史跡の指定については次に掲げるもののうち、歴史の正しい理解のため欠くことができず、かつ、その遺構が比較的よく原形を保っているもの、又は旧態を推定し得るもので、学術上価値のあるものをもって基準とする。

（１）　集落関連遺跡(住居跡、貝塚、石器製造跡、配石遺構等)

（２）　役所跡、城館跡、防塁、古戦場その他政治・軍事に関する遺跡

（３）　社寺等の跡又は経塚その他祭祀信仰に関する遺跡

（４）　郷学、私塾、学校、文庫その他教育学芸に関する遺跡

（５）　薬園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡

（６）　街道、関跡、番所跡、木戸跡、一里塚、堤防その他産業（条理跡、窯業遺跡、製鉄遺跡等）交通土木に関する遺跡

（７）　古墳、墳墓その他埋葬に関する遺跡

（８）　旧宅、園池、井泉、樹石、碑及び由緒のある地域の類

（９）　外国及び外国人に関する遺跡

(海老名市指定名勝の指定基準)

第７条　海老名市指定名勝の指定については、次に掲げるもののうち、風致景観の優秀なもので、古くから名所として知られているもの、又は芸術的若しくは学術的価値の高いものをもって基準とする。

（１）　公園、庭園、橋梁、築堤等人工の造形を主体とするもの

（２）　花樹、草花、紅葉、緑樹等の叢生する場所

（３）　鳥獣、魚類、昆虫等の生息する場所

（４）　岩石、河川、丘陵、湧泉

（５）　展望地点

（６）　その他名勝として保護を図っていくことが必要と認められる場所

(海老名市指定天然記念物の指定基準)

第８条　海老名市指定天然記念物の指定については、次に掲げるもののうち、学術上貴重で海老名市の自然を記念するものを基準とする。

（１）　動物

ア　市の著名な動物（鳥、獣、魚、虫類以下同じ。）として、保存を必要とするもの及びその棲息地

イ　学術上保存を必要とするもの及びその生息地

ウ　自然環境における特有の動物又は動物群聚

エ　特に貴重な動物の標本

（２）　植物

ア　名木、巨樹、老樹、奇形樹、栽培植物の原木、並木、叢林

イ　池泉、湖沼、河等の水草類、藻類、苔類、微生物等の生ずる地域

ウ　着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

エ　稀有又は絶滅の恐れがある植物の自生地

（３）　地質鉱物

ア　岩石、鉱物及び化石の産出状態

イ　特徴的な地質現象を保持するもの

ウ　特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

(海老名市登録文化財の登録基準)

第９条　海老名市登録文化財の登録基準は次の基準によるものとする。

（１）　海老名市登録有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料又は歴史資料のうち、地域の歴史上又は文化史上貴重なもの

（２）　海老名市登録無形文化財

芸能又は工芸技術のうち、地域の歴史上又は文化史上貴重なもの

（３）　海老名市登録無形民俗文化財

風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち、地域の生活文化を理解する上で必要なもの

（４）　海老名市登録有形民俗文化財

衣食住、生産・生業その他の有形民俗文化財のうち、地域の生活文化を理解する上で必要なもの

（５）　海老名市登録史跡

各時代の遺跡のうち、地域の歴史や文化を理解する上で必要なもの又は著名な伝説地及び特に由緒ある地域で地域の歴史や文化を理解する上で必要なもの

（６）　海老名市登録名勝

地域美を理解する上で必要なもの

（７）　海老名市登録天然記念物

地域の自然を理解する上で必要なもの

附　則

この基準は平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この基準は令和元年８月１日から施行する。

海老名市指定重要文化財の指定及び海老名市登録文化財の登録の基準新旧対照表

新	旧
海老名市指定重要文化財の指定及び海老名市登録文化財の登録の基準 （趣旨） 第１条　この基準は、海老名市文化財保護条例（平成 31 年条例第８号）第５条の規定に基づき、海老名市教育委員会が行う海老名市指定重要文化財の指定並びに第７条の規定に基づき海老名市教育委員会が行う海老名市登録文化財の登録の基準として定めるものである。 （海老名市指定重要有形文化財の指定基準） 第２条　海老名市指定重要有形文化財の指定については、固体をもってその対象とし、年代的に希少を有し、又は地域的特色において顕著であり、それぞれ次の基準によるものとする。 （１）　建造物 建築物（社寺、住宅、公共施設等）及びその付属的施設（門、蔵、納屋等）、土木構造物、その他の工作物（石塔、鳥居等）、又は厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち、次のいずれかに該当するもの ア　意匠的に優秀なもの イ　技術的に優秀なもの ウ　歴史的又は学術的価値の高いもの エ　地域の歴史又は地域的特色において重要なもの （２）　絵画、彫刻、工芸品 絵画、彫刻、工芸品のうち次のいずれかに該当するもの ア　各時代の遺品のうち製作が優秀なもの イ　絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要と認められるも	海老名市指定文化財指定基準 （目的） 第１条　この基準（以下「本基準」という。）は、海老名市文化財保護条例（昭和 38 年条例第 18 号）第３条の規定に基づき、海老名市教育委員会が行う海老名市重要文化財の指定基準を定めることを目的とする。 （有形文化財） 第２条　有形文化財については、固体をもってその対象とし、年代的に希少を有し、又は地域的特色において顕著であり、それぞれ次の基準によるものとする。 （１）建造物 建造物(社寺、住宅、公共施設等)及びその付属的施設（門、蔵、納屋等）、その他の工作物（石塔、鳥居等）、又は厨子、仏壇等のうち、次のいずれかに該当するもの ア　歴史的又は学術的価値の高いもの イ　意匠又は技術的に優秀なもの （２）絵画、彫刻、工芸品 絵画、彫刻、工芸品のうち次のいずれかに該当するもの ア　各時代の遺品のうち製作が優秀なもの イ　絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要と認められるも

の ウ　題材、品質、形状、形態又は**技法等**の点で特色があり、意義深いもの **エ　地域の歴史や文化に関係が深く、重要なもの** （３）　書跡、典籍 書跡、典籍のうち次のいずれかに該当するもの ア　書跡類のうち、書道史上**又は地域の文化史上**重要と認められるもの イ　典籍類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準じる写本で、地域の文化史上重要と認められるもの ウ　典籍類のうち版本類（版木を含む。）は地域の文化史上重要と認められるもの **エ　歴史的又は学術的価値の高いもの** （４）　古文書 古文書類のうち、次のいずれかに該当するもの ア　古文書類のうち、歴史上重要と認められ、＿＿＿＿学術的価値の高いもの イ　日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で、歴史上重要と認められるもの ウ　木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの **エ　地域の歴史や文化に関係が深く、重要なもの** （５）　考古資料 考古資料のうち次のいずれかに該当するもの ア　各時代の出土遺物で、学術上又は芸術的価値の高いもの イ　出土遺物で、**地域**の歴史上重要と認められるもの （６）　歴史資料 歴史資料のうち次のいずれかに該当するもの	の ウ　題材、品質、形状、形態又は**技法**の点で特色があり、意義深いもの （３）書跡、典籍 書跡、典籍のうち次のいずれかに該当するもの ア　書跡類のうち書道史上＿＿＿＿＿＿＿＿重要と認められるもの イ　典籍類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で、文化史上重要と認められるもの ウ　典籍類のうち版本類（版木を含む。）は、印刷史上重要と認められるもの （４）古文書 古文書のうち次のいずれかに該当するもの ア　古文書類のうち歴史上重要と認められ、**地域的又は**学術的価値の高いもの イ　日記、記録類（絵図又は系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上重要と認められるもの ウ　木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの （５）考古資料 考古資料のうち次のいずれかに該当するもの ア　各時代の出土遺物で、学術上又は芸術的価値の高いもの イ　出土遺物で、**本市**の歴史上重要と認められるもの （６）歴史資料 歴史資料のうち次のいずれかに該当するもの

ア　政治、経済、社会、文化等歷史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの イ　歷史上重要な事象又は人物に関する遺品のうち、地域的又は学術的価値の高いもの （海老名市指定重要無形文化財の指定基準） 第３条　海老名市指定重要無形文化財の指定については、それぞれ次の基準によるものとする。 （１）　演劇、音楽その他芸能に係る文化的所産 市内に伝承されている演劇、音楽、舞踊その他芸能に係る文化的所産のうち、次のいずれかに該当するもの ア　芸能史上貴重なもので、芸術的価値の高いもの イ　芸術史上重要な地位を占めるもの ウ　芸能の成立、構成上重要な要素となる技法で、優秀なもの エ　地域の歴史や文化に関係が深く、重要なもの （２）　工芸技術 市内に伝承されている陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次のいずれかに該当するもの ア　芸術上価値の高いもの イ　工芸史上重要な地位を占めるもの ウ　地域の歴史や文化に関係が深く、重要なもの （海老名市指定重要無形民俗文化財の指定基準） 第４条　海老名市指定重要無形民俗文化財の指定についてはそれぞれ次の基準によるものとする。 （１）　風俗慣習 風俗慣習のうち、次のいずれかに該当し、貴重なもの	ア　政治、経済、社会、文化等歷史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち、地域的又は学術的価値の高いもの イ　歷史上重要な人物に関する遺品のうち、地域的又は学術的価値の高いもの （無形文化財） 第３条　無形文化財については、それぞれ次の基準によるものとする。 （１）芸能 市内に伝承されている音楽、舞踊、その他芸能のうち、次のいずれかに該当するもの ア　芸術上価値の高いもの イ　芸術史上重要な地位を占めるもの ウ　芸能史上重要な地位を占め、かつ流派的又は地域的に特色があるもの エ　前掲アからウにおける芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの （２）工芸技術 市内に伝承されている陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次のいずれかに該当するもの ア　芸術上価値の高いもの イ　工芸史上有用な地位を占めるもの ウ　工芸史上重要な地位を占め、かつ地域的特色が顕著なもの （無形民俗文化財） 第５条　無形民俗文化財については、それぞれ次の基準によるものとする。 （１）風俗習慣 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で、由来、内容等において、

ア　由来・内容等において地域の生活文化の特色を示すもの イ　年中行事・祭礼・法会等の中で行われる行事で、芸能の基盤を示すもの	市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
（２）　民俗芸能 民俗芸能のうち次のいずれかに該当するもの ア　芸能の発生又は成立を示すもので、重要なもの イ　芸能の変遷過程を示すもので、重要なもの ウ　地域の歴史や文化に関係が深いもの	（２）民俗芸能 民俗芸能のうち次のいずれかに該当するもの ア　芸能の発生又は成立を示すもので、重要なもの イ　芸能の変遷過程を示すもので、重要なもの ウ　地域的特色において顕著なもの
（３）　民俗技術 民俗技術のうち、次のいずれかに該当し、貴重なもの ア　技術の発生又は成立を示すもの イ　技術の変遷過程を示すもの ウ　地域の特産的な物品等の製作技術 エ　地域の生活や生産に必要な用具、用品等の製作技術 オ　地域の生活や生産活動等のなかで培われてきた技術	
（海老名市指定重要有形民俗文化財の指定基準）	（有形民俗文化財）
第５条　海老名市指定重要有形民俗文化財の指定については、次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において地域の生活文化の特色を示すものをもって基準とする。	第４条　有形民俗文化財については、形態、製作技法、用法等において、市民の基礎的な生活文化を知る上で、歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、生活階層における特色、又は職能の様相を示すものであるものをもって基準とする。
	２　有形民俗文化財の種類を列記すれば次のとおりとなる。
（１）　衣食住に用いられるもの。（例示：衣服装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等）	（１）衣食住に用いられるもの
（２）　生産、生業に用いられるもの（例示：農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等）	（２）生産、生業に用いられるもの
（３）　交通、運輸、通信に用いられるもの。（例示：運搬具、舟、車、飛脚用具等）	

（４）　交易に用いられるもの。（例示：計算用具、計量具、看板、鑑札、店舗等）	（３）交易に用いられるもの
（５）　信仰に用いられるもの。（例示：祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等）	（４）信仰に用いられるもの
（６）　社会生活に用いられるもの。（例示：贈答用具、警防用具等）	（５）社会生活に用いられるもの
（７）　民俗知識に関して用いられるもの。（例示：暦類、卜占用具、医療用具、教育施設等）	（６）民俗知識に関して用いられるもの
（８）　民俗芸能、娯楽、競技、遊戯に用いられるもの。（例示：衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等）	（７）民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
（９）　人の一生に関して用いられるもの。（例示：産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等）	（８）人の一生に関して用いられるもの
（10）　年中行事に用いられるもの。（例示：正月用具、節句用具、盆用具等）	（９）年中行事に用いられるもの
（海老名市指定史跡の指定基準）	（史跡）
第６条　海老名市指定史跡の指定については次に掲げるもののうち、歴史の正しい理解のため欠くことができず、かつ、その遺構が比較的よく原形を保っているもの、又は旧態を推定し得るもので、学術上価値のあるものをもって基準とする。	第６条　史跡については、次に掲げるもののうち、歴史の正しい理解のため欠くことができず、かつ、その遺構が比較的よく原形を保っているもの、又は旧態を推定し得るもので、学術上価値のあるものをもって基準とする。
（１）　集落関連遺跡（住居跡、貝塚、石器製造跡、配石遺構等）	（１）集落関連遺跡（住居跡、貝塚、石器製造跡、配石遺構等）、生産関係遺跡（条里跡、窯業遺跡、製鉄遺跡等）、埋葬関係遺跡（古墳、横穴等）
（２）　役所跡、城館跡、防塁、古戦場その他政治・軍事に関する遺跡	（２）役所跡、城館跡、防塁、古戦場その他政治、軍事に関する遺跡
（３）　社寺等の跡又は経塚その他祭祀信仰に関する遺跡	（３）社寺等の跡又は経塚その他祭祀信仰に関する遺跡
	（４）名主等屋敷跡又は居宅跡
（４）　郷学、私塾、学校、文庫その他教育学芸に関する遺跡	（５）郷学、私塾、学校、文庫その他教育学芸に関する遺跡
（５）　薬園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡	（６）薬園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
（６）　街道、関跡、番所跡、木戸跡、一里塚、堤防その他産業（条里跡、窯業遺跡、製鉄遺跡等）、交通土木に関する遺跡	（７）街道、関跡、番所跡、木戸跡、一里塚、堤防その他産業交通土木に関する遺跡

（７）　古墳、墳墓その他埋葬に関する遺跡	（８）墓又は碑
（８）　旧宅、園池、井泉、樹石、碑及び由緒のある地域の類	（９）由緒ある旧宅、園池、井泉、樹石等
（９）　外国及び外国人に関する遺跡	（10）外国及び外国人に関する遺跡
（海老名市指定名勝の指定基準）	（名勝）
第７条　海老名市指定名勝の指定については、次に掲げるもののうち、風致景観の優秀なもので、古くから名所として知られているもの、又は芸術的若しくは学術的価値の高いものをもって基準とする。	第７条　名勝については、次に掲げるもののうち、風致景観の優秀なもので、古くから名所として知られているもの、又は芸術的若しくは学術的価値の高いものをもって基準とする。
（１）　公園、庭園、橋梁、築堤等人工の造形を主体とするもの	（１）公園、庭園、橋梁等
（２）　花樹、草花、紅葉、緑樹等の叢生する場所	
（３）　鳥獣、魚類、昆虫等の生息する場所	
（４）　岩石、河川、丘陵、湧泉	
（５）　展望地点	（２）展望地点
（６）　その他名勝として保護を図っていくことが必要と認められる場所	
（海老名市指定天然記念物の指定基準）	（天然記念物）
第８条　海老名市指定天然記念物の指定については、次に掲げるもののうち、学術上貴重で海老名市の自然を記念するものを基準とする。	第８条　天然記念物については、次に掲げるもののうち、学術上貴重で海老名市の自然を記念するものを基準とする。
（１）　動物	
ア　市の著名な動物（鳥、獣、魚、虫類以下同じ。）として、保存を必要とするもの及びその棲息地	
イ　学術上保存を必要とするもの及びその生息地	
ウ　自然環境における特有の動物又は動物群聚	
エ　特に貴重な動物の標本	
（２）　植物	
ア　名木、巨樹、老樹、奇形樹、栽培植物の原木、並木、叢林	（１）名木、巨樹、老樹、奇形樹、栽培植物の原木、並木、叢林
イ　池泉、湖沼、河等の水草類、藻類、苔類、微生物等の生ずる地域	（２）池泉、湖沼、河等の水草類、藻類、苔類、微生物等の生ずる地域
ウ　着生草木の著しく発生する岩石又は樹木	（３）着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
エ　稀有又は絶滅の恐れがある植物の自生地	（４）希少な草木が群生する地域

（３）　地質鉱物 ア　岩石、鉱物及び化石の産出状態 イ　特徴的な地質現象を保持するもの ウ　特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本	（５）生物、植物等の化石又は化石産出地 （文化的景観） 第９条　地域における人々の生活又は生業若しくは風土により形成された次に掲げる景観地のうち、市民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので、典型的なもの又は独特のもの （１）水田・畑地などの農耕に関する景観地 （２）茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地 （３）用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地 （４）ため池・水路などの水の利用に関する景観地 （５）工場群などの製造に関する景観地 （６）道・広場などの流通・往来に関する景観地 （７）垣根・屋敷林などの居住に関する景観地 （解除） 第 10 条　海老名市指定重要文化財のうち次のいずれかに該当する場合、指定重要文化財からの指定解除の対象とする。 （１）海老名市教育委員会の承認なしに指定重要文化財を市外に持ち出し、正当な理由なく市内に戻すことをしないとき。 （２）指定要件となった文化財的価値が毀損し、復旧することができないとき。 （３）無形文化財及び無形民俗文化財についてその担い手、行事等が相当期間に渡って途絶え、再開の見込みがないとき。 ２　海老名市指定重要文化財のうち次のいずれかに該当する場合、指定重要文化財の指定解除するものとする。 （１）指定重要文化財が完全に滅失したとき。

（海老名市登録文化財の登録基準） 第９条　海老名市登録文化財の登録基準は次の基準によるものとする。 （１）　海老名市登録有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料又は歴史資料のうち、地域の歴史上又は文化史上貴重なもの （２）　海老名市登録無形文化財 芸能又は工芸技術のうち、地域の歴史上又は文化史上貴重なもの （３）　海老名市登録無形民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち、地域の生活文化を理解する上で必要なもの （４）　海老名市登録有形民俗文化財 衣食住、生産・生業その他の有形民俗文化財のうち、地域の生活文化を理解する上で必要なもの （５）　海老名市登録史跡 各時代の遺跡のうち、地域の歴史や文化を理解する上で必要なもの又は著名な伝説地及び特に由緒ある地域で地域の歴史や文化を理解する上で必要なもの （６）　海老名市登録名勝 地域美を理解する上で必要なもの （７）　海老名市登録天然記念物 地域の自然を理解する上で必要なもの	（２）無形文化財のうち個人の技術あるいは技能等が指定されている場合でその個人が死亡したとき。 （３）指定要件となった文化財的評価が誤りであることが判明したとき。 （４）その他、解除すべき正当な理由があるとき。

報告第２０号

海老名市指定重要無形文化財、海老名市指定重要無形民俗文化財、海老名市登録無形文化財及び海老名市登録無形民俗文化財の保持者並びに保持団体の認定の基準について

海老名市指定重要無形文化財、海老名市指定重要無形民俗文化財、海老名市登録無形文化財及び海老名市登録無形民俗文化財の保持者並びに保持団体の認定の基準について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第２号）第４条の規定により報告する。

令和元年８月２３日提出

海老名市教育委員会
教育長　伊 藤 文 康

提案理由
海老名市文化財保護条例の改正に伴い、海老名市指定重要無形文化財、海老名市指定重要無形民俗文化財、海老名市登録無形文化財及び海老名市登録無形民俗文化財の保持者並びに保持団体の認定の基準を制定したため

令和元年８月２３日(金)
定例教育委員会資料
教育部教育総務課

海老名市指定重要無形文化財、海老名市指定重要無形民俗文化財、海老名市登録無形文化財及び海老名市登録無形民俗文化財の保持者並びに保持団体の認定の基準について

１．制定内容

（１）海老名市指定重要無形文化財（登録文化財）の保持者・保持団体の認定

・演劇、音楽その他芸能に係る文化的所産の保持者及び保持団体
・工芸技術関係の保持者及び保持団体
・無形の文化的所産に係る技能関係の保持者及び保持団体

（２）海老名市指定重要無形民俗文化財（登録文化財）の保持者・保持団体の認定

・風俗慣習関係の保持者及び保持団体
・民俗芸能関係の保持者及び保持団体
・民俗技術関係の保持者及び保持団体

２．制定理由

海老名市文化財保護条例に改正に伴い、海老名市指定重要無形文化財又は海老名市指定重要無形民俗文化財を指定する場合や、海老名市登録無形文化財又は海老名市登録無形民俗文化財を登録する場合に、保持者又は保持団体を認定する制度となり、認定にあたっての基準が必要となったため。

３．施行

令和元年８月１日

４．その他

制定にあたり、文化財保護審議会で意見を聴取した。

海老名市指定重要無形文化財、海老名市指定重要無形民俗文化財、海老名市登録無形文化財及び海老名市登録無形民俗文化財の保持者並びに保持団体の認定の基準

（趣旨）

第１条　この基準は、海老名市文化財保護条例（平成 31 年条例第８号）第５条第３項の規定に基づき、海老名市教育委員会が行う海老名市指定重要無形文化財又は海老名市指定重要無形民俗文化財の保持者及び保持団体の認定並びに第７条第２項の規定に基づき海老名市教育委員会が行う海老名市登録無形文化財又は海老名市登録無形民俗文化財の保持者及び保持団体の認定のための基準として定めるものである。

（海老名市指定重要無形文化財等の保持者等の認定基準）

第２条　海老名市指定重要無形文化財及び海老名市登録無形文化財（以下「市指定重要無形文化財等」という。）の保持者及び保持団体の認定の基準は次の各号に掲げるものとする。

（１）　演劇、音楽その他芸能に係る文化的所産の保持者

ア　市指定重要無形文化財等に指定又は登録される芸能又は芸能の技法（以下「芸能又は技法」という。）を高度に体現できる者

イ　芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者

ウ　２人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

（２）　演劇、音楽その他芸能に係る文化的所産の保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

（３）　工芸技術関係の保持者

ア　市指定重要無形文化財等に指定又は登録される工芸技術（以下「工芸技術」

という。）を高度に体得している者

イ　工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者

ウ　２人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

（４）　工芸技術関係の保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

（５）　無形の文化的所産に係る技能関係の保持者

ア　市指定重要無形文化財等に指定され、又は登録される無形の文化的所産に係る技能を高度に体得している者

イ　無形の文化的所産に係る技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

ウ　２人以上の者が共通の特色を有する無形の文化的所産に係る技能を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

（６）　無形の文化的所産に係る技能関係の保持団体

無形の文化的所産に係る技能の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該技能を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

（海老名市指定重要無形民俗文化財等の保持者等の認定基準）

第３条　海老名市指定重要無形民俗文化財及び海老名市登録無形民俗文化財（以下「市指定重要無形民俗文化財等」という。）の保持者及び保持団体の認定の基準は次の各号に掲げるものとする。

（１）　風俗慣習関係の保持者

市指定重要無形民俗文化財等に指定又は登録される風俗慣習（以下「風俗慣習」という。）を正確に体現できる者又は風俗慣習を継承している者で、将来にわたって継承の意思を有する者

（２）　風俗慣習関係の保持団体

風俗慣習の性格上、個人的特色が薄く、かつ当該風俗慣習を保持する者が多

数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体又は風俗慣習を継承している団体で、将来にわたって継承の意思を有する団体

（３）　民俗芸能関係の保持者

市指定重要無形民俗文化財等に指定される民俗芸能（以下「民俗芸能」という。）を高度に体現できる者

（４）　民俗芸能関係の保持団体

民俗芸能の性格上、個人的特色が薄く、かつ、当該民俗芸能を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

（５）　民俗技術関係の保持者

ア　市指定重要無形民俗文化財等に指定される民俗技術（以下「民俗技術」という。）を高度に体現できる者

イ　民俗技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者

ウ　２人以上の者が共通の特色を有する民俗技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

（６）　民俗技術関係の保持団体

民俗技術の性格上、個人的特色が薄く、かつ、当該民俗技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

附　則

この基準は令和元年８月１日から施行する。

議案第２４号

新たな選択学区の設定並びに海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、新たな選択学区の設定並びに海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について、議決を求める。

令和元年８月２３日提出

海老名市教育委員会
教育長　伊 藤 文 康

提案理由
海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則を一部改正し、国分北地区、上郷地区、下今泉地区及び河原口地区に新たな選択学区を導入したいため

令和元年８月 23 日
定例教育委員会資料
就学支援課

新たな選択学区の設定並びに海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

1　改正理由

児童生徒保護者の学校選択の選択肢を増やし、通いたい学校に通学してもらうため、また児童の通学の安全性に配慮するため、学区境に位置している次の地域で選択学区制を新たに導入したい。そのため、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正を行う。

2　新たに導入する地域

【小学校】

	地域	学区校	選択可能学校
①	国分北一丁目２番から 41 番	今泉小学校	上星小学校
②	上郷二丁目	今泉小学校	有鹿小学校
	上郷三丁目	今泉小学校	有鹿小学校
	上郷四丁目	今泉小学校	有鹿小学校
④	下今泉一丁目 18 番から 27 番	今泉小学校	有鹿小学校
③	河原口五丁目等	有鹿小学校	中新田小学校

【中学校】

地域	学区校	選択可能学校
上郷四丁目	今泉中学校	海西中学校

3　改正内容

別紙新旧対照表のとおり

4　施行期日

令和２年４月１日

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成２年教委規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

通学区域	選択可能小学校
上今泉二丁目 国分北一丁目２番から41番まで	上星小学校 今泉小学校
東柏ケ谷一丁目21番から29番まで 東柏ケ谷二丁目18番から30番まで 東柏ケ谷三丁目	柏ケ谷小学校 東柏ケ谷小学校
今里630番地から674番地まで 今里一丁目 今里二丁目１番から８番まで 今里三丁目１番から15番まで	中新田小学校 社家小学校
上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 下今泉一丁目18番から27番まで	有鹿小学校 今泉小学校
河原口五丁目 河原口872番地、929番地から981番地まで、987番地から1029番地まで、1334番地から1355番地まで	有鹿小学校 中新田小学校

別表第３を次のように改める。

小学校名	通学区域	選択可能中学校
上星小学校	国分北二丁目８番から23番まで	海老名中学校 今泉中学校
	上今泉六丁目20番から39番まで、47番から51番まで	柏ケ谷中学校 今泉中学校
社家小学校	今里630番地から674番地まで 今里一丁目 今里二丁目１番から８番まで 今里三丁目１番から15番まで	有馬中学校 海西中学校
今泉小学校	国分北一丁目２番 国分北二丁目１番から７番まで	海老名中学校 今泉中学校
	上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 下今泉一丁目18番から27番まで	海西中学校 今泉中学校

杉本小学校	国分北三丁目１番から14番まで、23番、25番から39番まで 国分北四丁目17番	海老名中学校 柏ケ谷中学校
社家小学校	今里630番地から674番地まで 今里一丁目 今里二丁目１番から８番まで 今里三丁目１番から15番まで	有馬中学校 海西中学校

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則　新旧対照表

新

○海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則

平成２年12月１日
教委規則第５号

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則

第１条から第20条まで　略

別表第１（第４条関係）
略

別表第２（第４条関係）
＜特例＞　入学時選択可能小学校とその通学区域

通学区域	選択可能小学校
上今泉二丁目 国分北一丁目２番から41番まで	上星小学校 今泉小学校
東柏ケ谷一丁目21番から29番まで 東柏ケ谷二丁目18番から30番まで 東柏ケ谷三丁目	柏ケ谷小学校 東柏ケ谷小学校
今里630番地から674番地まで 今里一丁目 今里二丁目１番から８番まで 今里三丁目１番から15番まで	中新田小学校 社家小学校
上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 下今泉一丁目18番から27番まで	有鹿小学校 今泉小学校

旧

○海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則

平成２年12月１日
教委規則第５号

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則

第１条から第20条まで　略

別表第１（第４条関係）
略

別表第２（第４条関係）
＜特例＞　入学時選択可能小学校とその通学区域

通学区域	選択可能小学校
上今泉二丁目 ＿＿＿＿＿＿＿＿	上星小学校 今泉小学校
東柏ケ谷一丁目21番から29番まで 東柏ケ谷二丁目18番から30番まで 東柏ケ谷三丁目	柏ケ谷小学校 東柏ケ谷小学校
今里630番地から674番地まで 今里一丁目 今里二丁目１番から８番まで 今里三丁目１番から15番まで	中新田小学校 社家小学校
＿＿＿＿ ＿＿＿＿ ＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿	＿＿＿＿ ＿＿＿＿

河原口五丁目 河原口872番地、929番地から981番地まで、987番地から1029番地まで、1334番地から1355番地まで	有鹿小学校 中新田小学校

別表第３（第４条関係）

＜特例＞　入学時選択可能中学校とその小学校通学区域

小学校名	通学区域	選択可能中学校
上星小学校	国分北二丁目８番から23番まで	海老名中学校 今泉中学校
	上今泉六丁目20番から39番まで、47番から51番まで	柏ケ谷中学校 今泉中学校
社家小学校	今里630番地から674番地まで 今里一丁目 今里二丁目１番から８番まで 今里三丁目１番から15番まで	有馬中学校 海西中学校
今泉小学校	国分北一丁目２番 国分北二丁目１番から７番まで	海老名中学校 今泉中学校
	上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 下今泉一丁目18番から27番まで	海西中学校 今泉中学校
杉本小学校	国分北三丁目１番から14番まで、23番、25番から39番まで 国分北四丁目17番	海老名中学校 柏ケ谷中学校

別表第３（第４条関係）

＜特例＞　入学時選択可能中学校とその小学校通学区域

小学校名	通学区域	選択可能中学校
上星小学校	国分北二丁目８番から23番まで	海老名中学校 今泉中学校
	上今泉六丁目20番から39番まで、47番から51番まで	柏ケ谷中学校 今泉中学校
社家小学校	今里630番地から674番地まで 今里一丁目 今里二丁目１番から８番まで 今里三丁目１番から15番まで	有馬中学校 海西中学校
今泉小学校	国分北一丁目２番 国分北二丁目１番から７番まで	海老名中学校 今泉中学校
	上郷二丁目 上郷三丁目 下今泉一丁目18番から27番まで	海西中学校 今泉中学校
杉本小学校	国分北三丁目１番から14番まで、23番、25番から39番まで 国分北四丁目17番	海老名中学校 柏ケ谷中学校

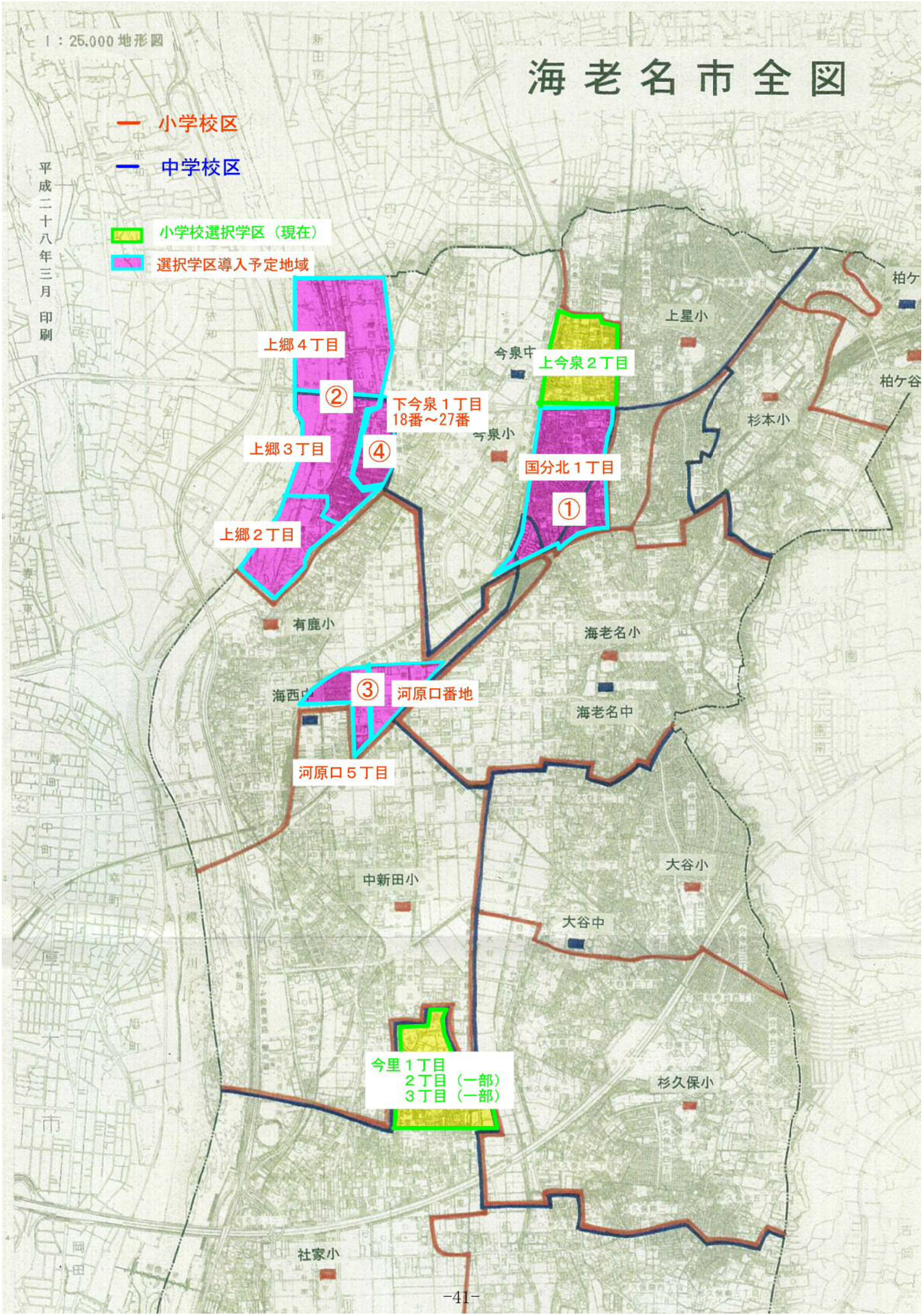
海老名市全図
1：25,000 地形図
平成二十八年三月 印刷
小学校区
中学校区
小学校選択学区（現在）
選択学区導入予定地域
上郷４丁目
②
下今泉１丁目
18番～27番
上郷３丁目
④
上郷２丁目
上今泉２丁目
国分北１丁目
①
③
河原口番地
河原口５丁目
今里１丁目
２丁目（一部）
３丁目（一部）
上星小
今泉中
今泉小
杉本小
柏ケ
柏ケ谷
有鹿小
海老名小
海西中
海老名中
中新田小
大谷小
大谷中
杉久保小
社家小

○対象地域別人数表

H31.4.1現在

小学校　　西暦　2026　2025　2024　2023　2022　2021　2020　2019

※上郷二丁目は児童生徒ゼロ

学区校	選択学区校	地域/学年	R8新1	R7新1	R6新1	R5新1	R4新1	R3新1	R2新1	未就学児合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	在校生(小)合計	中1年	中2年	中3年	在校生(中)合計
今泉小	上星小	① 国分北一丁目 ※1番除く	6	30	20	29	36	23	23	167	22	31	25	28	21	23	150	27	37	19	83
	有鹿小	② 上郷三丁目	3	4	9	12	7	11	10	56	9	11	9	10	14	12	65	14	10	9	33
		② 上郷四丁目	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	2	0	0	1	1
		④ 下今泉一丁目	7	13	13	14	19	18	22	106	20	26	23	27	35	24	155	44	25	40	109
	合　計		16	47	42	55	62	53	55	330	51	69	57	65	71	59	372	85	72	69	226
有鹿小	中新田小	③ 河原口五丁目	1	18	14	16	21	15	29	114	35	36	27	42	29	26	195	39	25	25	89
		③ 河原口番地	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
	合計		1	18	15	16	21	15	29	115	35	36	27	43	29	26	196	39	25	25	89
合計			17	65	57	71	83	68	84	445	86	105	84	108	100	85	568	124	97	94	315

来年度の対象者数

※下今泉一丁目の人数は下今泉一丁目全域の人数です。選択学区対象は18番～27番です。

中学校

今泉中	海西中	② 上郷四丁目	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	2	0	0	1	1